

農業経営基盤強化促進 基本構想

令和5年9月

深 川 市

農業経営基盤強化促進基本構想 目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- 第7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市は、北海道のほぼ中央に位置し、東は旭川市、南は芦別市及び赤平市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北は幌加内町及び小平町に隣接した東西 22km、南北 47km、総面積 529.23 k m²の農業を基幹産業とする都市である。

本市の農業は、石狩川・雨竜川の両流域に広がる肥沃な土壌と恵まれた気象条件の中で高度に営まれ、特に基幹作物である水稻については、高品質（低タンパク）米や特別栽培米の生産をはじめ、消費者ニーズに対応した品種の導入などを行い、北海道を代表する良質良食味米の主産地となっている。また、畑作物については、輪作体系を基本として、小麦・大豆・そば・馬鈴しょなどの作付けが行われている。今後は、高品質米の安定生産・供給を推進するとともに、高収益が望める農畜産物の導入や高付加価値化などへの取り組み、経営規模の拡大や法人化による多角経営等、安定的な農家所得の確保により、さらなる農業の発展を推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

2. 本市農業の現状は、安価な輸入農畜産物の流入や、産地間競争及び人口減少による需要量の減少などに伴う米価の低迷、米の生産調整の廃止、生産費用の負担増加などにより、依然として厳しい農業経営が続いている。また、経済連携協定の推進によって経済のグローバル化が更に加速し、本市農業に及ぼす影響が心配されるなかで、農業従事者の高齢化と後継者不在による担い手不足が深刻化し、農家戸数は減少の一途をたどっている状況である。

このため、本市農業が持続的かつ安定的に発展していくためには、消費者ニーズに応じた高品質な農畜産物の生産及び販売や付加価値向上に努め、作業の効率化や省力化のため、GPSガイダンス装置や自動操舵の整備等によるスマート農業の導入を促進する。また、離農に伴う跡地については、点在する非農地を優良農地として集約し、生産性の低い農地の地目変更を助成する非農地利活用促進事業を継続するなど、意欲ある担い手へ利用集積する取組みを積極的に進める。さらには、農地を適切に保全するため、アグリサポート事業を継続するとともに、労働力不足に対応するため、農作業のアルバイト求人、福祉分野との連携による就労支援など農外からの多様な人材の確保と他産業との連携による人材の確保に向けた取組みを推進する。新規就農者対策としては、株式会社深川未来ファームや担い手育成支援組織と連携し、農外からの新規参入者が就農しやすい環境を整えることで、担い手の確保と育成を推進する。

3. 本市は、このような地域の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を行うこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に形成されている優良な経営の事例を踏まえ、農業を主業とする者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（農家一経営体あたり概ね 400 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担うことを目指す。

4. 本市は、将来の本市農業を担う担い手の意向やその他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るための自主的な努力を支援するため、農業経営基盤強化促進事業など各種施策を総合的に実施する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者もしくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への農用地の円滑な利用集積を推進し、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、各種農地流動化対策を積極的に行う。

5. 本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、地域の農業者が将来を見据えた主体的な選択判断のもと、各々の農業経営改善計画の作成ができるよう指導・助言を行う。また、認定農業者及び認定を受けようとする農業者もしくは組織経営体を対象に、各々が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展ができるよう、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の重点的指導を行う。
6. 本市は、農業従事者の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、本市農業の中心となる家族農業経営における担い手の確保・育成を推進するとともに、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人など地域の実情に応じた法人化を関係団体とともに推進することとし、法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。また、農業法人は、地域の農地や雇用、農作業受委託等の受け皿としての機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、地域計画により描かれる地域の将来像の実現に向けて、農地中間管理事業等を活用した農地流動化対策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営に向けた計画的な農用地の利用集積・集約化を推進する。さらに、技術やノウハウ、販路などを有する企業や団体と地域農業者・関係者が連携した取組を推進する。このため、本市の令和12年度における農業法人数の目標を80経営体とし、農業経営の法人化を推進する。また、当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。
7. 本市における令和2年の新規就農者は8人であり、過去5年間、ほぼ同水準の状況となっている。従来からの基幹作物である米の主産地としての生産量の維持を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展目標を明らかにする。
本市において、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保すべき人数は、農業生産の維持を図るため年間12人前後を目標とする。
自ら農業経営を開始しようとする青年等の経営開始から5年後には、上記3に示す農業所得及び労働時間の水準を達成することを目標とするが、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあたっては、経営が安定するまで時間を要することから、年間農業所得の5割程度（農家一経営体あたり200万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲専業 【水稲+畑作 A】	〔経営面積等〕 水 稲=12.00ha 小 麦= 3.00ha 大 豆= 3.00ha 〔経営規模〕 18.00ha	〔資本装備〕 トラクター 60PS 1台 トラクター 40PS 1台 田植え機 6条 1台 コンバイン 5条 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 2t 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 1名 〈農業所得〉 947万円
水稲専業 【水稲+畑作 B】	〔経営面積等〕 水 稲=14.00ha そ ば= 5.00ha 〔経営規模〕 19.00ha	〔資本装備〕 トラクター 60PS 1台 トラクター 50PS 2台 田植え機 6条 1台 コンバイン 5条 1台 乾燥機 50石 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 2t 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 2名 〈農業所得〉 870万円
水稲+野菜	〔経営面積等〕 水 稲=11.00ha キュウリ = 0.30ha 〔経営規模〕 11.30ha	〔資本装備〕 トラクター 60PS 1台 トラクター 40PS 1台 田植え機 6条 1台 コンバイン 5条 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 2t 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 2名 〈農業所得〉 928万円
水稲+畑作+ 花き	〔経営面積等〕 水 稲=14.00ha そ ば= 5.00ha シニアタ =0.15ha シネシス =0.10ha 〔経営規模〕 19.25ha	〔資本装備〕 トラクター 50PS 1台 トラクター 40PS 1台 田植え機 6条 1台 コンバイン 5条 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 2t 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 1名 〈農業所得〉 996万円
畑作専業	〔経営面積等〕 小 麦=17.00ha 大 豆= 8.00ha そ ば=38.00ha 【削除】 〔経営規模〕 63.00ha	〔資本装備〕 トラクター130PS 1台 トラクター100PS 1台 トラクター55PS 1台 汎用コンバイン(2.7m) 1台 トラック 2t 1台 播種機 1台 スプレヤー 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 1名 〈農業所得〉 1,241万円
水稲+肉牛	〔経営面積等〕 水 稲=11.00ha 採草地=10.00ha 肉 牛=20頭 〈黒毛和種〉 〔経営規模〕 21.00ha	〔資本装備〕 トラクター 50PS 1台 トラクター 40PS 1台 田植え機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 2t 1台 乾燥調製施設の利用 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1名 補助従事者 1名 〈農業所得〉 1,187万円

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋畑作 〔大規模〕	〔経営面積等〕 水 稲＝37.00ha 小 麦＝ 7.00ha そ ば＝27.00ha 〔経営規模〕 71.00ha 〔構成戸数〕 2 戸	〔資本装備〕 トラクター 110PS 1 台 トラクター 80PS 1 台 トラクター 50PS 1 台 田植え機 8 条 1 台 コンバイン 6 条 1 台 乾燥機 60 石 1 台 乾燥機 50 石 1 台 乾燥機 40 石 1 台 トラック 2 t 1 台 乾燥調製施設の利用 他	・パソコンによる 経営計画、財務、 圃場管理 ・休日制の導入 ・社会保険の加入	〔家族労働力〕 主従事者 2 名 補助従事者 2 名 〔農業所得〕 3,200 万円

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋施設野菜	〔経営面積等〕 水 稲 ＝5.00ha キュウリ＝0.30ha 〔経営規模〕 5.30ha	〔資本装備〕 トラクター 50PS 1 台 トラクター 40PS 1 台 田植機 6 条(共同) 1 台 コンバイン 4 条(共同) 1 台 乾燥調製施設の利用 軽トラック 1 台他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1 名 補助従事者 1 名 〔農業所得〕 606 万円
施設野菜	〔経営面積等〕 キュウリ＝0.30ha 〔経営規模〕 0.30ha	〔資本装備〕 トラクター 40PS 1 台 軽トラック 1 台 ハウス 10 棟 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1 名 補助従事者 1 名 〔農業所得〕 493 万円
施設花き	〔経営面積等〕 シアータ＝0.20ha シネシス＝0.15ha 〔経営規模〕 0.35ha	〔資本装備〕 トラクター 40PS 1 台 軽トラック 1 台 ハウス 10 棟 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	〔家族労働力〕 主従事者 1 名 補助従事者 1 名 〔農業所得〕 330 万円

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の主要作物である水稻、畑作物、野菜、花き、肉牛などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会や農業改良普及センター、農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを本市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社深川未来ファームなどの関係機関・団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを行う。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して農業者に関する情報を共有し、研修や営農指導などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、必要に応じた巡回指導のほか、面談等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うこととする。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じ、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、北空知農業後継者育成支援協議会が主催する「北育ち元気塾」等の各種学習会や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などの支援を実施する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については北海道農業担い手育成センターや株式会社深川未来ファームなどの担い手育成支援組織、技術や経営ノウハウについての習得については拓殖大学北海道短期大学や北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、

研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

北海道農業公社や農業協同組合、農業改良普及センター、株式会社深川未来ファームなどの関係機関・団体と連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の集約化を促進する。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95%	

○その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市における農用地面積は令和3年3月末現在12,065haであり、そのうちの約5分の1を中山間地域が占めている。認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積状況は、91.7%であり、農業経営主の平均年齢は59.9歳で、経営主が50歳以上で後継者のいる世帯は10.6%である。

今後ますます高齢化や離農による農地の流動化が進み、受け手の確保や耕作放棄地の防止が課題になるため、その解決に向けて、地域において、地域計画に描かれる地域の将来像の実現に向けて取り組みを推進するとともに、認定農業者・新規就農者の育成・確保や法人化の推進を図り、これらの者への農用地の利用集積や集約化を実現するため、深川市地域農業再生協議会を中心に、関係機関・団体と連携を図りながら、積極的に次の取り組みを行う。

① 認定農業者制度の推進

農業経営基盤強化促進法の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることができるため、各種支援策を効率的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることができるよう支援していく。また、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者の農業経営や農村活動への参画を推進する。

② 農業経営の法人化の推進

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進めるには、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

③ 新規就農等の促進

時代の変化に対応でき、経営感覚に優れた意欲的な経営が展開できるよう、将来の深川市農業を担う担い手を育成・確保していくことが重要であることから、新規学卒者やUターン就農者に対する国内外における就農研修の実施など資質向上のための支援と、株式会社深川未来ファームなどに

よる新規就農希望者の確保・育成を推進する。

④ 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン農業等の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

⑤ 農業経営の合理化

農作業受委託組織やコントラクター組織など農業経営支援組織の育成・活用を促進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しながら、本市農業の地域特性、即ち、稲作を中心とした野菜、花き及び畑作等の複合経営等多様な農業生産の展開を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、極力農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農政課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する

ときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 本市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を本市の掲示板への掲載により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、本市に意見書を提出することができる。

④ 本市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、本市は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8)農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農

業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本市に届け出るものとする。
- ③ 本市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 本市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、大区画圃場整備事業等の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、乾燥調製施設等の施設の活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

- イ 本市は、深川市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲に野菜・花卉の高収益作物、または小麦・大豆などの土地利用型作物を導入し、農業経営の安定に努める。
- ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、深川市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

5. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 本市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。
2. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。